

# 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊航空学校  
会計課長 横地 康弘

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6KP515900020		6KP01AT0026 0001						
品名 または 件名								
重油 1種 (A重油) 1号 バルク								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使用器材名								
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
50,000.00	LI							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
航校				明野駐屯地燃料庫管理官倉庫				
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期				
燃料庫 吉武曹長 (275)				令和8年6月30日 (火)				

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊明野駐屯地会計課事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和8年5月22日 (金) 13時30分 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

## 注意事項

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「物品の販売」D等級以上で競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 契約条項

- (1) 適用する契約条項

ア 物品売買契約条項

イ 談合等の不正行為に関する特約条項

ウ 暴力団排除に関する特約条項

- (2) 契約条項等を示す場所

陸上自衛隊明野駐屯地航空学校総務部会計課（土・日曜、祝日を除く0900～1700）

## 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

#### 4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札。
- (2) 入札に関する条項に違反した入札。
- (3) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札。
- (4) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札。
- (5) 入札者が実施した誓約書に虚偽があった場合又は誓約に反する行為があった場合。

#### 5 契約書の作成

落札金額が100万円以上の場合は作成する。  
契約書記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### 6 落札に関する事項

##### (1) 落札決定

入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

##### (2) 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

#### 7 代金の支払

受領検査合格後、提出される正当な請求書受理後、30日以内に支払う。

#### 8 その他

- (1) 郵便による入札については、令和8年5月22日(金)10時担当者到着分までを有効とする。また、入札金額が同額になる場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、参加希望の旨を令和8年5月21日(木)10時までに下記問い合わせ先へ連絡するとともに、資格審査結果通知書(写)及び入札参加受付票を事前に提出すること。(FAX送付可)
- (4) 代表者以外での入札については、開札日までに委任状を提出すること。(FAX可)
- (5) 市価調査等の協力を依頼する。
- (6) 入札書及び市場価格調書のExcelデータが必要な場合は下記の連絡先まで連絡すること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊明野駐屯地総務部会計課 契約班窓口にて閲覧するか中部方面隊HP調達情報、中部方面会計隊入札公告・結果、心得・契約書を閲覧すること。
- (8) 入札に関する問い合わせ先

〒519-0596 三重県伊勢市小俣町明野5593-1  
陸上自衛隊明野駐屯地航空学校  
総務部会計課契約班 担当：藤田(ふじた)  
TEL：0596-37-0111(内線236)  
FAX：0596-37-2804(直通)

本公告は、陸上自衛隊明野駐屯地 総務部会計課掲示板

陸上自衛隊明野駐屯地ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/akeno/>

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>



# 防衛省仕様書改正票

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2210F(2)  
制定 昭和48年3月30日  
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2210F(重油)についてのものであり、D S P K 2210F(1)を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2210Fと併用される。

### 1.4 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表”を  
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表”に  
改める。

### 1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を  
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

### 5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”を  
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。”に改める。

### 5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。”に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

# 防衛省仕様書

## 重油

(FUEL OIL, BURNER)

D S P  
K 2 2 1 0 F  
制定 昭和 48. 3. 30  
改正 平成 21. 4. 13

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

#### 1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1-種類

種類		物品番号	納入区分	注記
特種	1号	9140-299-0191-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2 2 0 5 の1種(A重油)1号のもの。
		9140-422-1089-5	ドラム	
	2号	9140-299-0192-5	バルク	
1種	1号	9140-299-0163-5	バルク	J I S K 2 2 0 5 の1種(A重油)1号のもの。
		9140-419-9913-5	ドラム	
	2号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2 2 0 5 の1種(A重油)2号のもの。
		9140-419-9914-5	ドラム	

#### 1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油 特種1号

#### 1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 2 2 0 5 重油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品一密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

##### b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

##### c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

### 2 製品に関する要求

品質は、次による。

- a) 特種1号及び特種2号は、J I S K 2 2 0 5 の1種(A重油)1号による。ただし、硫黄分は、特種1号については0.1%以下、特種2号については0.3%以下とする。

2.

K 2210F

- b) 1種1号は、J I S K 2 2 0 5の1種(A重油)1号による。
- c) 1種2号は、J I S K 2 2 0 5の1種(A重油)2号による。ただし、硫黄分は、1.0%以下とする。

### 3 品質保証

検査は、J I S K 2 2 0 5によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1 0 0 2に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1 0 0 2に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0 0 0 1による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

#### 5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2 2 4 9により、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

#### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2205に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。





## 入札参加受付票

契約担当官陸上自衛隊航空学校  
会計課長 殿

- 1 : 入札件名 重油 1種(A重油) 1号 バルク
- 2 : 入札日時 令和8年5月22日(金)13時30分
- 3 : 入札場所 航空学校総務部 会計課 入札室
- 4 : 入札参加希望業者等

会社名、住所、代表者名、連絡先等

住 所

会社名

代表者

担当者

連絡先

電話番号 : \_\_\_\_\_

FAX番号 : \_\_\_\_\_

メール(任意) : \_\_\_\_\_

担当者名等 : \_\_\_\_\_

5 入札方法 (該当欄に○印を)

当日参加	事前提出

※新型コロナウイルス感染防止対策の為、事前提出を推奨しています。